



発行/福岡市中央料飲店組合
〒810-0002 福岡市中央区西中洲 5-15
セントラルパークタワービル 3F
TEL092-751-2208
FAX092-751-8430
URL <http://fcrk.jp>

9月「ゆめ」はお休みいたしました。今回は組合費 8月9月分の領収証を一緒にお送りしていますのでご確認ください。

令和3年度 衛生検査(店舗立入り検査)について

10月中旬より順次、組合の食品衛生指導員による店舗の衛生検査を行います。立ち入りの日時は各店に事前にお知らせしますのでご協力をお願いいたします。以下、今年度の重点確認事項です。

□衛生害虫等の駆除対策

1年に2回以上のねずみ・昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保管しましょう。

□従事者の衛生教育(衛生講習会)

「福岡市食品衛生責任者実務講習会」をYouTube動画にて受講してください。

<https://www.youtube.com/RXqHUxvbjyY>



□HACCP 衛生管理記録簿の確認

HACCPの実施状況を確認します。記録簿をご用意ください。

□腸内細菌検査

立ち入り検査の際に、食品衛生指導員より必要な本数の採便管を購入してください。採便管と一緒に検査依頼書と封筒をお渡しますので、各自で郵送(もしくは保健所か組合へ持ち込み)し、検査を実施してください。

緊急事態宣言解除 後、引き続き 福岡コロナ警報の要請にご協力ください

緊急事態措置解除後の対策の緩和については段階的に行うこととし、10月1日以降も必要な措置が継続されます。県民・事業者の皆様には、引き続き厳しい内容のお願いをすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染の再拡大を防ぎ、できるだけ早く措置を解除できるよう、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

期間 令和3年10月1日(金)0時から14日(木)24時まで

要請内容

感染防止認証を受けていない店	感染防止認証店
<p>営業時間は5時から20時まで 酒類提供時間は11時から19時30分まで 酒類の提供を行う場合は福岡県が発行する「感染防止ステッカー」(青色)を掲示し、別途定める感染防止対策の自己チェック表の全ての項目を満たした上で、店舗内の利用者の見える場所に掲示すること(働きかけ)</p>	<p>営業時間は5時から21時まで 酒類提供時間は11時から20時30分まで 福岡県から交付された「感染防止認証マーク」(金色)を店外に掲示、認証書は利用者の見える場所に掲示すること</p>
<p>酒類提供を行う場合、同一グループ同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること カラオケ設備の利用を自粛すること</p>	

感染防止認証マークについて 申請から認証までには時間がかかりますので、申請はお早めに！

現在、実地調査時に基準を満たすことが確認できた場合は、認証マークを現地でお渡ししております。(※後日、店舗名やQRコードの入った認証書を送付いたします。) 認証マークが到達した日、もしくは本ホームページ上に認証店として掲載があった日から認証店となります。

<https://act-against-covid-19.pref.fukuoka.lg.jp/>

問 認証制度コールセンター

申請に関すること ☎0120-236-630 / その他 ☎0570-015-255(平日 10時—17時)



感染症対応シティ促進事業について 第2期の支援金受付が開始

第2期の支援金受付が開始されました。換気設備工事、空気清浄機購入、飛沫防止シートや検温器の購入、モバイルオーダーシステムなどのデジタル対応ツール導入など、様々な感染症対策の強化にご活用いただけます。※一度、交付決定を受けた方は申請できません。なお、工事経費は事前申請となり、交付決定前に工事を行った場合は支援対象外となります。

経費の3分の2を補助。支援額は、①工事経費 ②物品、サービス導入経費 を合わせて上限60万円(うち②は上限20万円)

11月12日(金)までにホームページ(「福岡市感染症対応シティ専用サイト」で検索)でオンライン申請するか、郵送での申請となります。申請には、店内の図面や写真、見積書などさまざまな書類が必要です。余裕を持ってお申し込みください。

<https://fukuoka-kansenshotaioucity.jp/>



問 感染症対応シティ促進事業<第2期>申請事務センター ☎092-600-1242(平日 9時—18時)

お店の消火器は大丈夫？ 旧規格の消火器 2021年12月31日までに交換が必要です！

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。

2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

適応火災マークを確認してください！

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、交換が必要です。



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用